

羽保高第 2 4 9 6 号

平成 1 9 年 9 月 2 1 日

指定居宅介護（介護予防）支援事業者（所）

代表者・管理者 様

指定（介護予防）訪問介護事業者（所）

代表者・管理者 様

羽曳野市保健福祉部高年介護課長

同一日に複数の医療機関への受診がある場合の取り扱い等について（通知）

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。
標記のことについて、本市においては今後下記のとおり取り扱いますので、ご留意いただきますとともに、貴所属介護支援専門員への周知方よろしくお願いいたします。

記

訪問介護については、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できません。しかし、訪問介護の通院・外出介助については、要介護者の居宅以外で行われるものの、居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に、例外的に算定できるものとされています。したがって、居宅以外においてのみ行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などの行為だけをもって単独行為として訪問介護として算定することはできません。つまり、通院・外出介助については、「居宅～目的地～居宅」というサービス提供が算定の前提条件となっています。

しかしながら、同一日において複数の医療機関の受診が必要な利用者については、一端帰宅してから再度次の通院を行うとした場合に、利用者への心身への負担や費用的負担が重くなることが想定され、合理的と言えない場合があります。したがって、本市においては「居宅～病院～病院～居宅」と移動する場合において、利用者の利便性及び費用負担軽減等を勘案し、「病院～病院」の間も算定できるものとしします。

また、この場合においても自宅を起点・終点とする場合のみの取り扱いであり、「病院～病院」の移動のみの介助について単独行為としては従前どおり算定はできないことに留意してください。

なお、同一日に複数の医療機関受診の通院介助を位置付ける場合においては、同一日における複数の医療機関受診の必要性等について、必ず「居宅サービス計画」に明確に位置付けるようにしてください。

また、訪問介護事業所においても、同一日に複数の医療機関受診の通院介助のサービス提供を行う場合においては、その所要時間の根拠がわかるよう必ず「サービス提供記録」に具体的なサービス提供内容を記載するようにしてください。

なお、上記の取扱いについては、複数の医療機関受診においてのみの取扱いとし、居宅サービス計画上、買物同行が位置付けられていたとしても、医療機関からスーパー等への移動の介助は介護保険の対象とはなりません（大阪府健康福祉部医務・福祉指導室 指定居宅介護支援事業者 集団指導 介護保険サービスに係る Q&A 集「訪問介護サービス内容に関する Q&A」参照）。

また、医薬分業の状況を考慮し、「居宅～病院～調剤薬局～居宅」については、算定可能とします。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」については、同一日に複数の医療機関を受診する場合であっても、居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の介助などの行為をもってして訪問介護として算定することはできないとされていることから、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院のための乗車又は降車の介助」を算定することはできません（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡 介護報酬に係る Q&A【平成 15 年 4 月版】参照）。

また、通院等のための乗車又は降車の介助における「調剤薬局」への薬取りについては、院内における薬の受取りが包括評価されていることに準ずるものとします。

担当・お問い合わせ先

羽曳野市保健福祉部高年介護課

企画調整担当 片上、渡辺

電話 072 958 - 1111 内線1361

Fax 072 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp